

# 北近畿地域連携会議 会則

平成 29 年 4 月改定

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当会議は、北近畿地域連携会議と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当会議は、主たる事務所を京都府福知山市字堀 3 3 7 0 番地 福知山公立大学内に置く。

(目的)

第 3 条 当会議は、北近畿地域における人口減少・地域経済活動の停滞・財政危機などさまざまな厳しい環境に対し、当該地域に存立する大学と民間の機関団体等がもつ資源・知恵・力を結集する連携協力の仕組みを構築し、民間主導による地域再生を図ることを目的とする。そのために当会議は、様々な民間の情報、知恵、経験そして蓄積されてきた力を連携・協力に向けて組織化するとともに、地域社会と大学双方の豊かな社会的資源を活用する“知恵と連帯の拠点”としての活動を展開し、北近畿地域におけるシンクタンクの機能を果たすことを目的とする。また、公的機関等を含むステイクホルダー間の協働による各種プロジェクトの実施に向けたプラットフォームの形成に資することを旨とする。

(事業)

第 4 条 当会議は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 北近畿地域の実情・課題に関する主要な情報の提供・収集・共有
- (2) 専門的知見及び地域における諸活動に基づく調査および分析
- (3) 北近畿地域における主要な課題の解決に向けた提言の策定
- (4) ステイクホルダーの連携によるプロジェクトの企画及びその評価
- (5) 先進的・先端的情報の提供と共有
- (6) 若者や都市住民の定着・移住の促進
- (7) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 当会議の会員となることを希望するものは、所定の申込書に会員の推薦状を添えて入会を申し込み、代表幹事の承認を得るものとする。

2 国及び地方自治体の専任職員は会員となることができない。ただし関連団体等の職員で、代表幹事が会議の活動に特に必要と認めたものは、この限りでない。

(入会金及び会費)

第6条 入会金及び会費は不要とする。

(オブザーバー)

第7条 当会議との連携協力の必要性を認める行政機関及びその職員は、代表幹事が認めた場合、オブザーバーとして会議に同席することができる。

## 第3章 総 会

(総会の開催)

第8条 会員総会は会員全員をもって構成し、定時総会及び臨時総会とする。

(会員総会の議決事項)

第9条 会員総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 当該年度の事業計画及び収支計画
- (4) 会則の変更
- (5) 研究会の設置及び解散
- (6) 会議の解散

(会員総会の成立)

第10条 会員総会は会員総数の1/2以上の出席をもって成立する。

- 2 会員総会に出席ができない場合は、代理出席を認めることがある。
- 3 代理出席の要件は別途定める。

(会員総会の開催)

第 11 条 会員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。

(臨時会員総会の開催)

第 12 条 臨時会員総会の招集は、総会の日から 1 週間前までに、書面又は電子メールにより、各会員に対して通知する。ただし、書面又は電子メールによる議決権の行使を認める場合は、臨時会員総会の日から 2 週間前までに通知するものとする。

## 第 4 章 役 員

(役員)

第 13 条 当会議に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 5 名以上
  - (2) 事務局長 1 名
- 2 幹事のうち 1 名を代表幹事、2 名を副代表幹事とする。

(役員を選任)

第 14 条 幹事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 代表幹事は、幹事の互選によって幹事の中から定める。
- 3 副代表幹事及び事務局長は、代表幹事が指名する。

(役員職務)

第 15 条 代表幹事は、当会議を代表し、その業務を執行する。

- 2 幹事は、当会議の業務を執行する。

(任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とし、当該事業年度の会員総会において新役員が選任された時点をもって任期の終了とする。

- 2 役員再任は妨げないものとする。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任

された者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第5章 事業の執行体制

(幹事会)

第17条 本会議の事業を執行するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会議の企画及び運営を担当する。

3 幹事が都合により幹事会に出席できない時は、幹事が指名したものを代理人として出席させることができる。

(研究会)

第18条 北近畿地域連携会議の調査・研究・提言活動を推進するために、年度計画に即して、研究会を設置する。

2 研究会の設置は、幹事会の議を経て代表幹事が総会に提案する。

3 研究会の代表は幹事とする。

4 研究会の目的を達成するために、研究会に会員以外の共同研究員を置くことができる。

(事務局)

第19条 本会議の事務局を福知山公立大学内に置く。

2 事務局長は代表幹事が指名して、総会に報告する。

## 第6章 財務

(事業年度)

第20条 当会議の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第21条 当会議の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表幹事が次の書類を作成し、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号の書類については承認を受けなければならない。

(第1号) 事業報告

(第2号) 決算報告

## 第7章 附則

(最初の事業年度の特例)

第22条 当会議の最初の事業年度は、当会議の成立の日から平成30年3月31日までとする。

2 本会則は平成29年5月17日をもって発効する。

